

みどり認定の手引き（佐賀県版）

令和8年9月

佐賀県 農業経営課 環境保全型農業担当

みどり認定を受けるメリット

メリット① 設備投資の際の所得税・法人税が優遇されます！

- 認定を受けた計画に従って**化学肥料・化学農薬の使用低減**に必要な設備を導入した場合、通常の減価償却額に次の金額を上乗せして償却できます。
（機械など：取得価額×32%、建物など：取得価額×16%）

<税制特例の対象機械>



水田用除草機



堆肥散布機



税制対象機械の
一覧はこちら

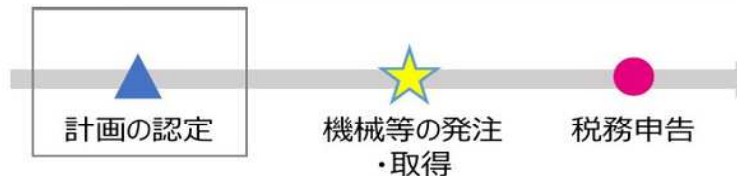
特別償却のイメージ

700万円の機械（耐用年数7年）を導入した場合



✓ 計画申請と機械導入のタイミングに注意

計画認定前に機械等を発注・取得してしまうと、税制の適用を受けられません。



メリット② さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます！

- 計画認定を受けると、国庫補助事業の**採択審査のポイントが加算**されます。
対象事業：みどりの食料システム戦略推進交付金、強い農業づくり総合支援交付金、畜産経営体生産性向上対策、農地利用効率化等支援交付金 など

メリット③ 日本政策金融公庫の農業改良資金等の貸付けを受けられます。

計画の認定を受けるには？

Step 1

制度の活用、取組内容の検討

- ・ 対象となる取組や申請手続きなどを確認します。
- ・ いま取り組んでいることやこれから取り組みたいこと、設備投資の予定などを整理しましょう。
- ・ 不明点があれば、必要に応じて**佐賀県内の農業振興センターに相談**をお願いします。
また、農業改良資金等の貸付を希望される場合は、最寄りの日本公庫の支店にも事前相談ください。

Step 2

環境負荷低減事業活動実施計画の作成

- ・ 申請書の様式は**実質 3 ～ 4 枚程度**です。
- ・ 経営概況や環境負荷低減に向けた取組内容、目標などを記載します。

Step 3

都道府県による審査・認定

- ・ 作成した申請書を**佐賀県内の農業振興センターへ提出**してください。
- ・ 認定を受けた場合、**佐賀県農業経営課**から認定の通知があります。

Step 4

計画の開始、取組実行

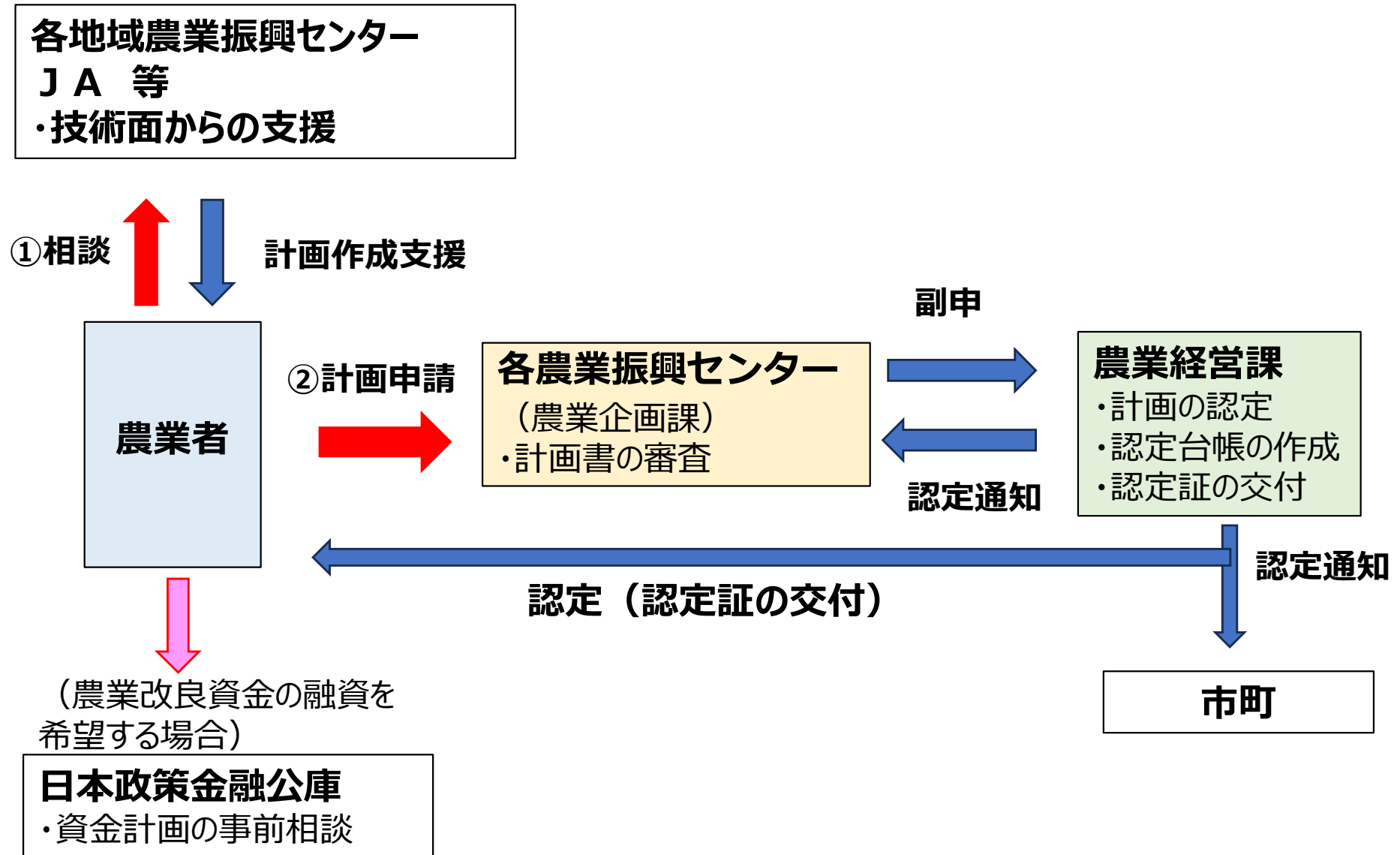
- ・ 計画に従って、取組や設備投資を行います。
- ・ 計画の取組状況の報告については、**佐賀県農業経営課**から認定者へ個別にご案内します。
- ・ みどり税制を活用する場合は、確定申告時に手続きが必要です。

注意！ みどり税制を活用して設備導入を行う場合は、
計画の認定通知を受けてから発注・取得する必要があります。

問い合わせ先

農業振興センター	管轄する市町	所在地	電話番号
佐城農業振興センター 農業企画課	佐賀市、多久市、小城市	〒840-2205 佐賀市川副町南里1088	0952-45-8881
三神農業振興センター 農業企画課	鳥栖市、神埼市、 吉野ヶ里町、基山町、 上峰町、みやき町	〒842-0123 三養基郡上峰町坊所112-1	0952-52-1290
東松浦農業振興センター 農業企画課	唐津市、玄海町	〒847-0861 唐津市二夕子3-1-5	0955-73-9347
西松浦農業振興センター 農業企画課	伊万里市、有田町	〒848-0041 伊万里市新天町122-4	0955-23-5106
藤津農業振興センター 農業企画課 (杵島農業振興センター 農業企画課)	武雄市、大町町、江北町、 白石町、鹿島市、嬉野市、 太良町	〒849-1312 鹿島市大字納富分2643-1	0954-63-5115

環境負荷低減事業活動計画の認定までのフロー



環境負荷低減活動事業計画の審査の視点

1 環境負荷低減事業活動の内容及び目標

- a 有機質資材の施用による土づくり及び化学肥料・化学農薬の使用削減
 - ・堆肥の種類と施用量からみて適切か
 - ・土壌診断結果に基づく施肥にこころがけているか
 - ・化学肥料の削減のための技術が具体的に記載され、慣行に比べ窒素の削減量20%以上の目標が設定されているか
 - ・化学農薬の削減のための技術が具体的に記載され、化学農薬の使用は県の慣行レベル以下に目標が設定されているか
- b 温室効果ガスの排出の削減
 - ・環境負荷低減に寄与する技術と判断できるか

2 環境負荷低減事業活動に必要な資金の額及びその調達方法

- ・取組面積に対し、機械・施設等の規模・能力から見て過剰投資となっていないか

環境負荷低減事業活動実施計画の作成例①

別記様式第10号（法第19条第1項関係）

環境負荷低減事業活動の実施に関する計画に係る認定申請書

令和 年 月 日

佐賀県知事 殿

申請者
住 所
氏 名

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第19条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので、申請します。

（備考）

- 1 「申請者」には、環境負荷低減事業活動を行う全ての農林漁業者等を記載すること。
- 2 申請者が法人その他の団体の場合には、「住所」には「主たる事務所の所在地」を、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。
- 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

（提出する書面の目録） 注：提出する書類にチェック（レ）を付けること。

- ☒ （別紙）環境負荷低減事業活動の実施に関する計画
- ☒ （別表1）特例措置の活用に関する事項
- ☒ （別表2）環境負荷低減事業活動の用に供する設備等の導入に関する事項
- ☐ （別表3）環境負荷低減事業活動に係る施設の整備に関する事項
- ☒ （別表4）農業改良措置に関する内容
- ☐ （別表5－1）家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設の整備に関する事項
- ☐ （別表5－2）家畜排せつ物法に基づく処理高度化施設のうち共同利用施設の整備に関する事項

記載のポイント・留意点

- ・ （別紙）環境負荷低減事業活動の実施に関する計画の☒は必須です
- ・ この他に提出する書類に☒を付けてください

環境負荷低減事業活動実施計画の作成例②

計画書の記載例

環境負荷低減事業活動の実施に関する計画

1 実施内容に対応する同意基本計画の名称

佐賀県みどりの食料システム推進基本計画

記載のポイント・留意点

- ・都道府県と市町村が作成している基本計画の名称を記載してください。
- ・事業活動を行う場所（ほ場等）が、申請者の住所と異なる市町村に所在する場合は、当該市町村名を記載してください。

2 申請者等の概要

申請者（代表者）

- ①氏名又は名称：佐賀一郎
（法人その他の団体の場合はその代表者の氏名：）
②住所又は主たる事務所の所在地：佐賀市〇〇町 〇〇番地
③連絡先
・電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇
・E-mailアドレス：〇〇〇〇@〇〇〇〇.jp
・担当者名：〇〇 〇〇
④業種：☒耕種農業 ☐畜産業 ☐林業 ☐漁業

申請者

- ①
②

関連措置実施者（法第19条第3項に規定する措置を含める場合）

- ①
②
③
④業種：☐農林漁業 ☐資材製造業 ☐食品製造業 ☐食品流通業 ☐その他（ ）

記載のポイント・留意点

- ・共同申請者がいる場合には、行を増やして、全ての申請者に関する内容を記載してください。その場合、代表者1名を定め、最初の欄に記載してください。
- ・農協等がとりまとめて代表者として申請する場合、共同申請者は、別紙にまとめて記載して添付することも可能です。
- ・「業種」には、該当するものにチェックを付けてください。

記載のポイント・留意点

「関連措置実施者」とは、認定を受けようとする農林漁業者以外の者で、次の取組を行う者を指します。

- 事業活動に必要な堆肥や木質バイオマス燃料などの資材を提供する取組
- 事業活動により生産された農林水産物を原料とする食品の製造・加工・流通に関する取組

関連措置実施者と共同して計画を作成する場合は、当該者に関する内容を記載してください。

環境負荷低減事業活動実施計画の作成例③

3 環境負荷低減事業活動の実施に関する事項

(1) 農林漁業経営の概況

水田面積 12ha、水稻8ha、大豆4ha、玉葱6ha、麦6ha
家族労働力 3名

記載のポイント・留意点

- ・現状の経営規模（経営面積、飼養頭羽数、生産量、主たる従業員の人数等）や経営類型（主な品目、畜種等）を、簡潔に記載してください。
- ・農業の場合は、活動に取り組む品目ごとの現状の経営規模についても記載してください。

(2) 環境負荷低減事業活動の類型

- ☒ a.有機質資材の施用による土づくり及び化学肥料・化学農薬の使用減少
- ☐ b.温室効果ガスの排出の量の削減
- ☐ c.土壌を使用しない栽培技術の実施及び化学肥料・化学農薬の使用減少
- ☐ d.家畜のふん尿に含まれる窒素、リンその他の環境への負荷の原因となる物質の量の減少
- ☐ e.餌料の投与等により流出する窒素、リンその他の環境への負荷の原因となる物質の量の減少
- ☐ f.土壌炭素貯留に資する土壌改良資材の農地又は採草放牧地への施用
- ☐ g.生分解性プラスチック資材の使用その他の取組によるプラスチックの排出若しくは流出の抑制又は化石資源由来のプラスチックの使用量削減
- ☐ h.化学肥料・化学農薬の使用減少と併せて行う生物多様性の保全

記載のポイント・留意点

- ・該当する取組にチェックを付けてください。
- ・取り組む類型毎に（5）環境負荷低減事業活動の内容及び目標を記載します

(3) 環境負荷低減事業活動の推進方向

- ・我が家では、10年ほど前から、減化学肥料・減農薬栽培に取り組んできた。
- ・肥料をはじめ生産資材が高騰しており、耕畜連携による牛糞堆肥の施用、麦わらの全量すき込みによる土づくりに努める。
- ・玉葱については、施肥過多によって病害虫の発生が目立ってきており、実需者が求めるL Mサイズの割合を高めるため、栽培方法を見直す。

記載のポイント・留意点

- ・農林漁業経営や環境負荷低減に関するこれまでの取組状況や課題、それらを踏まえた今後の取組の方向性を記載してください。

(4) 環境負荷低減事業活動の実施期間

実施期間：令和8年4月～令和13年3月（目標年度）

記載のポイント・留意点

- ・5年間を目途に定めてください。

環境負荷低減事業活動実施計画の作成例④

(5) 環境負荷低減事業活動の内容及び目標 (土づくり、化学肥料・化学農薬の使用減少に取り組む場合)

品目	実施内容（導入する生産方式）	資材の使用量等
米	(有機質資材の施用) (例) ・ 麦わらのすき込み	(現 状) 500kg/10a
		(目 標) 500kg/10a
	(化学肥料の施用減少) (例) ・ 鶏糞ペレットの施用 100kg/10a ・ 土壌診断結果に基づく施肥 ※慣行栽培に比べ、窒素の削減量20%以上	(現状) N 12kg/10a
		(目標) N 8kg/10a
	(化学農薬の使用減少) (例) ・ 温湯消毒の実施 ・ 水田除草機による省力化 ※慣行栽培のレベル以下の使用回数	(現状) 5回
		(目標) 3回
	環境負荷低減事業活動 の取組面積等	(現状) 8 ha
		(目標) 12 ha

記載のポイント・留意点

- ・「実施内容」には、導入する技術（導入時期）や使用する資材等を記載してください。
- ・「有機質資材の施用」には、土壌診断結果を踏まえて取り組む土づくりの内容（堆肥の施用時期や施用方法、C/N比等）を記入し、併せて土壌診断の実施時期についても記載してください。
- ・JA等で定める栽培暦に沿った取組を行う場合、当該栽培暦を添付することで、実施内容の記載を省略することも可能です。

記載のポイント・留意点

- ・「資材の使用量等」には、以下を記載してください。
 - 有機質資材及び化学肥料については1作当たりの施用量（N kg/10a等）、
 - 化学農薬については1作当たりの使用回数
- ・（現状）には、申請者の直近の使用量又は地域の慣行的な生産方式に基づく使用量など、基準となる値を記載してください。

記載のポイント・留意点

- ・土づくり、化学肥料、化学農薬の低減（1号活動）のうち、土壌診断に基づく取り組みが含まれる場合は、計画が適正か審査するために、申請時に土壌診断結果を添付してください。
- ・土壌診断の対象は全圃場ではなく、申請対象の作物ごとの代表圃場のみで構いません。
- ・分析の項目は、環境負荷低減活動の実施のため、土壌診断結果に基づく施肥設計の検討に必要と判断される項目が含まれるように設定をしてください。
（例）有機質資材の施用の場合は腐植、化学肥料の施用減少のために、可給態窒素、可給態りん酸、交換性加里、その他、pH、EC、交換性カルシウム、交換性苦土。

環境負荷低減事業活動実施計画の作成例⑤

(5) 環境負荷低減事業活動の内容及び目標（つづき） （上記以外の活動類型の場合）

類型	品目	実施内容（導入する生産方式）	資材の使用量等
		(内容)	(現状)
			(目標)
		環境負荷低減事業活動 の取組面積等	(現状) ○ a
			(目標) ○ a

記載のポイント・留意点

・取り組む活動類型を選び、実施しようとする環境負荷低減事業活動に応じ、以下の例を参考に記載してください。

環境負荷低減事業活動 （導入する生産方式）	現状及び目標の数値
温室効果ガスの排出量削減の取組	➤ 1 作当たりの化石燃料や再エネの使用量 ➤ 家畜排せつ物の処理方法ごとの処理重量 ➤ 脂肪酸カルシウムの給餌量
家畜ふん尿や餌料に由来するリン等を減少させる取組	➤ 家畜糞尿等からのリン等の排出量（水質汚濁防止法に基づき測定する排水量等） ➤ アミノ酸バランス飼料や環境負荷低減型配合飼料の給餌量
土壌への炭素の貯留に関する取組	➤ バイオ炭等の施用量
プラスチックの使用量、排出量の削減の取組	➤ 1 作当たりのプラスチック使用量や排出量

環境負荷低減事業活動実施計画の作成例⑥

(6) 経営の持続性の確保に関する事項

申請者名：	現状 (○年○月期)	目標 (○年○月期)
ア：経営規模	○ ha	○ ha
イ：売上高	○○ 万円	○○ 万円
ウ：経営費（生産コスト）	○ 万円	○ 万円
エ：所得（イ－ウ）	○○ 万円	○○ 万円

(7) 環境負荷低減事業活動の実施体制

責任者：佐賀一郎
農業従事者 家族3名、臨時雇用 100日

記載のポイント・留意点

- ・複数の申請者が共同で申請する場合は、申請者ごとに記載することとし、必要に応じて欄を追加して記載してください。
- ・農林漁業経営の全体について記載してください。
- ・「ア：経営規模」には、農林漁業経営全体の経営面積や飼養頭羽数、生産量、漁獲量等の現状値及び目標値をそれぞれ記載してください。
- ・「エ：所得」には、農林漁業の所得（法人その他の団体にあつては営業利益）の現状値及び目標値を記載してください。
- ・イ・ウ・エに記載する数値は概数で構いません。

記載のポイント・留意点

- ・活動の実施に必要な体制・人員を記載してください。
- ・申請者が複数の場合、関連措置実施者がいる場合には、あわせて、それぞれの役割や連携体制等について記載してください。

4 環境負荷低減事業活動に必要な資金の額及びその調達方法

申請者の氏名又は名称：

使途・用途	資金調達方法	金額（千円）
水田除草機（株）オーレック ウィードマンSJ600X	融資	2, 0 0 0

記載のポイント・留意点

- ・申請者・関連措置実施者ごとに作成してください。
- ・「使途・用途」には、環境負荷低減事業活動の実施に当たって資金が必要な場合の資金の使途・用途を記載してください。
- ・「資金調達方法」については、計画申請時点で、自己資金・融資・補助金等の別を記載してください。

環境負荷低減事業活動実施計画の作成例⑦

記載のポイント・留意点

・環境負荷に総合的に配慮するための基本的な取組を実践するよう、**原則、該当するチェック項目全てにチェック**を入れてください。

5 環境負荷低減事業活動の実施に当たっての配慮事項

本計画に基づく環境負荷低減事業活動の促進の過程で、新たな環境への負荷が生じることのないよう配慮する事項にチェック（レ）を付けること。

☒ 適正な施肥

施肥は、作物に栄養を補給するために不可欠であるが、過剰に施用された肥料成分は環境に影響を及ぼす。このため、都道府県の施肥基準や土壌診断結果等に則して肥料成分の施用量、施用方法を適切にし、効果的・効率的な施肥を行う。

☒ 適正な防除

病害虫・雑草が発生しにくい栽培環境づくりに努めるとともに、発生予察情報等を活用し、被害が生じると判断される場合に、必要に応じて防除手段を適切に組み合わせて、効果的・効率的な防除を励行する。また、農薬を用いる場合は、使用、保管は関係法令に基づき適正に行う。

☒ エネルギーの節減

温室効果ガスである二酸化炭素の排出抑制や資源の有効利用等に資するため、ハウスの加温、穀類の乾燥など施設・機械等の使用や導入に際して、不必要・非効率的なエネルギー消費がないよう努める。

☐ 悪臭及び害虫の発生防止

家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生は、主として畜舎における家畜の飼養過程や家畜排せつ物の処理・保管過程に起因し、畜産経営への苦情発生要因の中の多くを占めることから、その防止・低減に資するため、畜舎からのふん尿の早期搬出や施設内外の清掃など、家畜の飼養・生産に伴う悪臭、害虫の発生を防止・低減する取組を励行する。

☒ 廃棄物の発生抑制、適正な循環利用及び適正な処分

循環型社会の形成に資するため、作物の生産に伴って発生する使用済みプラスチック等の廃棄物の処理は関係法令に基づき適正に行う。また、作物残さ等の有機物についても利用や適正な処理に努める。

☒ 生産情報の記録及び保存

生産活動の内容が確認できるよう、肥料・農薬の使用状況等の記録を保存する。

☒ 生物多様性への悪影響の防止

農林漁業は地域の自然環境を形成・維持し、生物多様性に大きな役割を果たしていることを踏まえ、水田の中干しの実施に当たって水生生物の生息環境の保全に配慮するなど、生物多様性への悪影響を防ぐよう努める。

【その他記入欄】

該当がない事項、実行できない事項がある場合には、その理由、改善予定等を記載すること。

環境負荷低減事業活動実施計画の作成例⑦

(添付書類)

関連措置実施者ごとに以下の書類を添付すること。

- ☐ 関連措置実施者が行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下「許認可等」という。）を必要とする事業を行うときは、その許認可等を受けていることを証する書類又はその許認可等の申請の状況を明らかにした書類

※個人情報の取扱いに同意する場合

- ☒ 別記様式第29号（（特定）環境負荷低減事業活動実施計画の認定に係る個人情報の取扱いについて）

※ 有機 J A S の認定を受けている方は、有機 J A S 認定申請書を添付すれば、環境負荷低減事業活動計画の記載が簡略化できます。別途相談ください。

環境負荷低減事業活動実施計画の作成（特例措置を活用する場合）

（別表 1）

特例措置の活用に関する事項

申請者等の氏名又は名称：

注 1 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 申請者、関連措置実施者ごとに作成すること。

活用する特例措置の内容		チェック	添付が必要な別表
日本政策金融公庫 等の資金の 貸付資格の認定を 必要とする場合	農業改良資金	☒	別表 2、別表 4
	林業・木材産業改善資金	☐	別表 2、 都道府県指定の認定
	沿岸漁業改善資金	☐	別表 2、 都道府県指定の認定
	畜産経営環境調和推進資金 （処理高度化施設整備の場合）	☐	別表 2、別表 5 -
	畜産経営環境調和推進資金 （共同利用施設整備の場合）	☐	別表 2、別表 5 - 2
	食品等持続的供給促進資金	☐	別表 2、別表 6
みどり投資促進税制を活用する場合		☒	別表 2

記載のポイント・留意点

- ・活用を予定している特例措置に☑をしてください。
- ・記載例には、農業改良資金とみどり投資促進税制に☑を入れています。
- ・特例措置毎に添付が必要な書類があります。

注 1 活用を予定している特例措置にチェックすること。

2 チェックした特例措置について、該当する「添付が必要な別表」に必要事項を記載して添付すること。

3 「林業・木材産業改善資金」及び「沿岸漁業改善資金」の特例を必要とする場合は、それぞれ各都道府県が定める貸付資格認定申請書（融資期間から貸付けを受ける場合は、借入申込書）を添付すること。

4 「畜産経営環境調和推進資金」の特例を必要とする場合は、あわせて整備を図る設備等の所在地（予定所在地）が分かる図面等の資料を添付すること。

5 施設を整備する場合には、必要事項を別表 3 に記載の上、これを添付すること。

環境負荷低減事業活動実施計画の作成（特例措置を活用する場合）

（別表２）

環境負荷低減事業活動の用に供する設備等の導入に関する事項

設備等を導入する者の氏名又は名称：

注１ 法人その他の団体の場合には名称及び代表者の氏名を記載すること。

２ 設備等の導入を行う者（関連措置実施者を含む。）ごとに作成すること。

導入時期		番号	設備等の種類・名称／型式	一体的な 設備等	単価 (千円)	数量	金額 (千円)	特例 措置
8年度	5月	①	水田除草機 ウィードマンSJ600X		2,000	1	2,000	ア、カ
		②						
	小計							
9年度	月	③						
	月	④						
	小計							
合計								

注１ 「設備等」とは、施設、設備、機器、装置又はプログラムのことをいう。

２ 記入欄が足りない場合には、欄を繰り返し設けて記載すること。

３ みどり投資促進税制を活用する場合は、農林水産省のホームページに記載されている対象設備等の名称、型式等を記載すること。

４ みどり投資促進税制の対象となる機械等と一体的に整備する建物等がある場合は、「一体的な設備等」の欄に、当該建物等と一体的に整備する機械等の番号を記入すること。

５ 「特例措置」の欄には、当該設備等の導入に当たって活用予定の特例措置に応じて、下記の記号（ア～カ）を記載すること。

ア：農業改良資金

イ：林業・木材産業改善資金

ウ：沿岸漁業改善資金

エ：畜産経営環境調和推進資金

オ：食品等持続的供給促進資金

カ：みどり投資促進税制

６ 施設を整備する場合には、必要事項を別表３に記載の上、これを添付すること。

７ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が実施する農業機械の安全性検査（以下「安全性検査」という。）の対象となっている農用トラクター（乗用型・歩行型）、田植機、コンバイン（自脱型）又は乾燥機（穀物用循環型）のうち令和７年度以降新たに発売される型式のものについて導入する計画となっている場合は、当該機械が、安全性検査に合格したものであることがわかる書類を添付すること。

環境負荷低減事業活動実施計画の作成（農業改良資金を活用する場合）

（別表4）

農業改良措置に関する事項

（法第23条関係）

1 特例を必要とする者の氏名

氏名：

注 法人その他の団体の場合には、「氏名」には「名称及び代表者の氏名」を記載すること。

2 農業改良措置の目標及び内容

区分	農業改良措置の目標及び具体的な内容
☐ 新たな農業部門の経営の開始	
☐ 農畜産物の新たな生産方式の導入	

注1 当該措置の内容が該当する区分にチェック（レ）を付けること。

2 別紙に記載した環境負荷低減事業活動のうち、本特例の申請者が実施する農業改良措置の内容を記載すること。

3 「新たな農業部門の経営の開始」区分については、環境への負荷の低減に資する場合に限る。

4 「農畜産物の新たな生産方式の導入」区分については、「農業改良措置の目標及び具体的な内容」に品質・収量又はコスト・労働力の削減に資する措置の内容を記載すること。

3 農業改良措置を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

	○年度 (年 月期)	○年度 (年 月期)	○年度 (年 月期)	○年度 (年 月期)	○年度 (年 月期)
①設備投資額					
②運転資金額					